

○国土交通省告示第五百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道212号改築工事（三光本耶馬溪道路・大分県中津市三光田口字長見尾地内から同市本耶馬溪町跡田字口ノ坪地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 大分県中津市三光田口字長見尾、字辰口、字進上石、字笹尾及び字楠、本耶馬溪町下屋形字鍛冶屋、字二本木、字塚添、字田中、字山ノ下及び字田中山、本耶馬溪町曾木字上山田及び字エゴ並びに本耶馬溪町跡田字猿喰、字古戸、字北代、字西ノ藪及び字口ノ坪地内
- 2 使用の部分 大分県中津市三光田口字長見尾、字楠及び字金色平、三光臼木字犬ケ墓、本耶馬溪町下屋形字大平、字渋見、字渋見山、字今又迫、字恵良山、字鍛冶屋、字二本木、字塚添、字長ノ坪、字田中、字山ノ下、字田中山、字太郎林、字白岩、字尾葉山及び字小林山、本耶馬溪町曾木字上山田及び字エゴ並びに本耶馬溪町跡田字猿喰、字古戸、字北代、字中ノ坪及び字口ノ坪地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大分県中津市三光西秣地内の中津インターチェンジから同市本耶馬溪町跡田地内の青の洞門・羅漢寺インターチェンジまでの延長8.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道212号改築工事（三光本耶馬溪道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間外の区間であるが、起業者は、同法第27条第1項の規定により道路管理者の権限を代行していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道212号（以下「本路線」という。）は、中津市を起点とし、日田市、阿蘇郡小国町等を経由して阿蘇市に至る延長約130kmの主要幹線道路であり、本件事業は、中津市と日田市とを結ぶ延長約50kmの自動車専用道路として計画された中津日田道路の一区間である。

本路線は、福岡県、佐賀県等に立地する自動車関連部品工場から中津市内に立地する自動車組立工場へ出荷される自動車部品等の物流による通過交通に利用され、また、本路線が通過する中津市及び日田市は、乾しいたけや木材等の主要な産地として農林業が盛んであり、これらは、本路線等を経由して北部九州、中国方面等へ多く出荷されている。さらに、中津市は、豊かな自然環境に恵まれ、景勝地等の観光資源を有することから、多くの観光客が訪れている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済みである中津日田道路の他の区間及び高速自動車国道東九州自動車道と接続することで、大分県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、線形等の良好な道路が整備され、現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、大分県内の本路線を管理する大分県が平成19年8月に、大分県環境影響評価条例等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果による

と、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。また、計画交通量の見直し及び環境影響調査以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成26年3月及び平成27年12月に、同法等に準じて任意で環境影響調査の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているツマグロキチョウ及びオヤニラミ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、サンショウクイ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヒメタデ、ミズマツバ、キンラン等その他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、オオタカについては、営巣が確認されていることから、起業者はモニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて繁殖期を避けた施工を行う等の保全措置を講ずることとしている。ミズマツバについては、一部の生育地が消失することから、専門家の指導助言を受け、移植による保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が7箇所存在するが、このうち4箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る3箇所についても大分県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、大分県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成するとともに、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、中間ルート案（以下「申請案」という。）、南側ルート案及び北側ルート案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いものの、移転対象物件数が最も少なく、自然公園法（昭和32年法律第161号）による国定公園として定

められている耶馬日田英彦山国定公園等の通過箇所が最も少ないこと、構造物延長が最も短く、また、土工バランスがよく施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、大分県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等が図られるとともに、現道は、これまで自然災害による通行止めが行われているなど、現道の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、中津市長を会長とする中津日田間地域高規格道路促進期成会等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。